

北海道ヒグマ管理計画（第 2 期）（素案（案））※との整合に係る論点

※2021/10/19 第 2 回北海道ヒグマ保護管理検討会 資料 1

「北海道ヒグマ管理計画」（以下、「全道計画」）の地域計画である「知床半島ヒグマ管理計画」（以下、「知床計画」）の次期計画の策定検討にあたり、第 2 期全道計画（素案（案））に新たに示された点等について、知床計画での取扱いを整理する必要がある。主な論点と考えられるものは以下のとおり。

1. 管理の目標とその達成状況を評価する指標（素案（案） P10）

1-① 「問題個体数」に関する評価

- ・全道計画：問題個体数を指標とした評価を行うこととされている。
- ・知床計画：このような評価（目標設定）を行うこととしていない。

⇒次期知床計画において、問題個体数を指標とした評価を行わなくて良いか。

2. 目標達成のための方策（素案（案） P13～14、別冊資料 5）

2-① 行動段階 1 及び 1 + の個体の取扱い。

- ・全道計画：次期計画（素案（案））において、行動段階 1（「人間を見ても逃げない」又は「人前にたびたび姿を見せる」）の個体も「問題個体」とされた。
- ・知床計画：行動段階 1 及び 1 + の個体は問題個体としていない。人の活動に実害をもたらす個体として、行動段階 2 及び 3 の個体を問題個体としている。

⇒次期知床計画において、「問題個体」として取り扱うことに支障はあるか。

2-② 行動段階 1 及び 1 + の個体を「問題個体」とした場合の対応方針

- ・全道計画：次期計画（素案（案））において、段階 1 個体が農耕地に出没した際は、被害防止対策を講じても出没継続する場合等は「排除」とされている。
- ・知床計画：段階 1 個体がゾーン 3（遺産地域に隣接する農業・漁業地域）に出没した際の対応は「誘引物除去・追い払い」とされている。

⇒次期知床計画において、全道計画と同様の方針とすることに支障はあるか。

2-③ 市街地における緊急対応

- ・全道計画：次期計画（素案（案））において、市街地等であって、直ちに出沒による重大な被害又はそのおそれや社会的影響がある場合は、有害性の判断によらず、「行動段階3」と同様の対策を行う（対応後に詳細な報告義務あり）とされた。
- ・知床計画：市街地（ゾーン4）における緊急対応は定められていない。

⇒次期知床計画において、全道計画と同様の方針とすることに支障はあるか。

3. 計画の実施体制（素案（案）P19-21、別冊資料6）

3-① 各主体の役割

- ・全道計画：次期計画（素案（案））において、北海道（振興局）がコーディネータ役となって関係機関の連携を促進し、地域における事業実施計画の策定を行うこと等が新たに明示された。また、市町村の役割として、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画の策定とその実施などが示されている。
- ・知床計画：以上のような位置づけが明確ではない。

⇒次期知床計画において、全道計画と同様に整理することに支障はあるか。

3-② 計画の実施体制

- ・全道計画：地元関係機関の連携等を図るため、「地域連絡協議会」、「野生鳥獣対策連絡協議会（仮称）」、「地域対策協議会」の設置又は活用を進めることが示されている。
- ・知床計画：「知床ヒグマ対策連絡会議」においてアクションプランを定め、その実施及び実施結果の点検等を主導しているが、事務局体制等が課題となっている。また、全道計画に示された会議体との関係性等が明確ではない。

⇒次期知床計画において、どのように整理すべきか。